

官報 号外

平成二十七年六月十日

○第百八十九回 参議院会議録第二十五号

平成二十七年六月十日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成二十七年六月十日

午前十時開議

第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
以下 議事日程のとおり

○議長（山崎正昭君） これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成二十七年六月十日 参議院会議録第二十五号

議事日程追加の件 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

○議長（山崎正昭君） 御異議ないと認めます。国土交通大臣太田昭宏君。

（国務大臣太田昭宏君登壇、拍手）

○国務大臣（太田昭宏君） 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、今日、八千万台を超え、自動車は国民各層に普及し、まさに国民生活に欠くことのできないものとなっております。

また、自動車産業は、製造業の国内総生産の約二割を占める基幹産業であります。このため、自動車を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、自動車産業の国際競争力や自動車の安全の確保、国民や地域の多様なニーズへの対応に取り組むことが不可欠であります。あわせて、閣議決定を踏まえた独立行政法人改革を的確に進めることが必要であります。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、自動車の基準などに関する国際協定の改正に対応し、自動車の車両単位での基準適合性を各国間で相互に承認するための制度を創設することとしております。

第二に、東京五輪特別仕様ナンバープレートなどの図柄入りナンバープレートを導入するため、自動車の所有者からの申請により、ナンバープレートとの交換を可能とする制度を創設することとしております。

第三に、昨今のリコール事案を踏まえ、より迅速かつ確実なリコールを行うため、リコールの実施に必要な報告徴収や立入検査の対象に装置メーカーを追加することとしております。

第四に、自動車関係の独立行政法人に係る改革を推進するため、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所を統合することとしております。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

金子洋一君。

（金子洋一君登壇、拍手）

○金子洋一君 民主党・新緑風会の金子洋一でございます。

会派を代表して質問いたします。
本題の道路運送車両法改正案に入る前に、漏れた年金の問題について質問いたします。

日本年金機構がサイバー攻撃を受けて約百二十五万件の個人情報流出したとのことですが、今後更に被害が拡大する可能性があるのでしょうか。また、情報が漏れた共有サーバーには、流出した百二十五万件以外の年金情報は存在していたのでしょうか。もしほかのデータがあったとすれば、これも漏れた可能性が考えられます。共に厚労大臣の御答弁を求めます。

また、厚労大臣がこの件の第一報を受けたのが五月二十八日であるにもかかわらず、国民に公表したのは六月一日で、この間四日のタイムラグがございました。事態の全容把握は大事ですが、これでは、厚労省は情報を隠蔽し、国民の年金を危険な状況にさらし続けたと指摘をされても仕方ありません。厚労省は、一刻も早く情報流出の事実だけでも公表して注意を促すべきだったのではないのでしょうか。厚労大臣の答弁を求めます。

重要なことは、国民の年金を守ること、確実に年金をお支払いすることです。厚労大臣は、漏れた情報が悪用されて年金をだまし取られた場合についても補償しないとしておられます。今回の年金情報の漏えいについて、国民の側には一切の過失がないにもかかわらず、年金がだまし取られた場合には補償しない、これでは国民は安心して老

後を暮らすことはできません。今後どのような被害が生じて補償しないということに変わりはないので、厚労大臣の明確な御答弁を求めます。さて、本題に入ります。

道路運送車両法改正案について質問いたします。

自動車は生活や経済活動に欠かせないものであり、また、自動車産業は、我が国でも製造業の出荷額の約二割を占めるとともに、下請、孫請と非常に裾野の広い我が国の大変重要な産業であります。

本法律案は、自動車の安全に加え、自動車産業の国際競争力の確保、車検制度などに関わる独立行政法人改革の推進を図るものですが、これらについて質問いたします。

今回の法律案で、図柄入りナンバープレートの導入に関して自動車のナンバープレート交換制度が創設されます。これは我が国初のものであり、第一弾として、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの特別仕様の図柄が予定をされており、また、地方版の図柄の導入も検討されていると聞いております。

こうした取組は高く評価したいと思いますが、この図柄入りナンバープレートの導入の意義や効果はどのようなものでしょうか。国交大臣にお尋ねいたします。

また、車両単位の相互承認制度の創設について

ですが、新たな制度の創設は、国連の車両等の型式認定相互承認協定、いわゆる一九五八年協定の改正に対応するものであり、従来は装置単位で相互承認を行っていたものを、約四十の装置について一括して相互承認を行うことが可能となりまして、輸出の際の審査手続が簡素化される効果があると聞いております。

この一九五八年協定には、我が国や欧州各国を中心に五十一か国と一地域が加盟しておりますが、米国や中国、インドなどは加盟しておりません。今後、一九五八年協定未加盟国において自動車の販売、保有台数が爆発的に増加することが見込まれます。自動車産業がグローバル化する中で、輸出の簡素化を図る措置は自動車産業の国際競争力の観点から大変重要であり、これら未加盟国に対し協定への加盟を促す必要があると考えます。

また、我が国の自動車産業は、自動ブレーキ、自動走行技術や、燃料電池自動車、低燃費技術等、自動車に係る最先端の安全環境技術を有していると認識しております。これら技術や制度について国際標準化を進めていく必要があると考えます。

こうした状況を踏まえ、車両単位の相互承認制度の創設等を通じて、今後どのように我が国自動車産業の国際競争力の強化を図るのか、国交大臣にお考えを伺いたいと思います。

次に、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合について伺います。今般の統合は平成二十五年十二月の閣議決定に基づくものですが、この閣議決定では、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施すべきであるとしております。

自動車検査独立行政法人は、車検の際に基準適合性審査を行う法人であります。一方、交通安全環境研究所は、自動車の安全環境基準の策定に必要な調査研究、型式指定の際の衝突試験を始めとする基準適合性審査、リコールの技術的な検証を行う法人です。

自動走行や燃料電池自動車といった、新技術を採用した自動車を安心して利用するため、その環境を整備するとともに、これら技術の国際標準化を図ることが我が国自動車産業の国際競争力強化の観点から大変重要となります。

この国際標準化活動においては、交通安全環境研究所が、その専門性、経験を生かし、国連の会議体においても議長職を務めていると聞いております。統合法人の名称は自動車技術総合機構とされておりますが、これまで述べた自動車技術を取り巻く環境を踏まえて、今回の独法統合によって具体的にどのように政策実施機能が強化されるのか、国交大臣に伺いたいと思います。

次に、車検制度を中心に伺います。まず、今回の改正で、貨物自動車を中古で購入

した場合に受ける新規検査を民間整備工場で受けられるようになることは高く評価したいと思います。

さて、その民間整備工場では人手不足が進んでおります。日本自動車整備振興会連合会による平成二十六年版自動車整備白書によれば、調査対象の四七・九％、約五割にも及ぶ整備事業場で自動車整備士が不足しております。そして、一〇・九％、約一割の事業場が既に運営に支障を来しているという調査結果が出ております。さらに、求人活動結果については、整備士を採用できなかったとする割合は、ディーラーが八・九％である一方、専業、兼業の事業場では三九・六％、約四割となっております。整備業界は従業員十名以下の企業が約八割を占め、大規模な採用活動が困難であり、また待遇面も違うため、このようにディーラー以外の整備場は特に人手不足に苦しんでおります。

また、団塊の世代がこれから第一線を大勢退いていく中で若者が必要になるのですが、自動車整備学校入学者はこの十年で一万余りから六千人程度とほぼ半減してしまいました。

外国人の活用は難しいと思いますが、女性整備士の確保などの方策は考えられると思いますが、こうした厳しい環境の中で今後どのようにして自動車整備士を確保するのか、国交大臣のお考えを伺います。

さて、自動車の点検整備は、道路運送車両法に規定されている自動車ユーザーの義務として位置付けられております。一九九五年の改正で、いわゆるユーザー車検が認められました。しかし、ユーザー車検扱いの大部分を占める代行事業者は認証整備事業者ではなく、分解整備を伴う定期点検整備を行うことは認められておりません。ユーザー自身が点検整備を実施しているとしても、必要な設備機器や整備技術を有しておらず、必ずしも適切な整備だとは考えにくいのであります。点検整備の実施者をユーザーであるとした記録簿が多いということですが、ユーザー自身が点検整備を実施しているのでは実はなく、実際には車検代行業者が偽って作成していることも考えられます。	重量税の納付、自動車税の納税証明、さらに自賠責保険の加入等が求められております。ところが、整備事業者は、車検の依頼を受けたときに車検時に必要となるこれらの業務をユーザーに代わって行っており、大きな負担となっております。特に重量税については、多額の納税の立替払がキャッシュフローにおける大きな負担となっております。	以上、我が国を代表する産業である自動車産業とその関連業界の発展を確かなものにするために、私ども民主党、今後とも活動することをお約束します。 御清聴ありがとうございました。(拍手) 〔国務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕 ○国務大臣(太田昭宏君 金子洋一議員の御質問にお答えいたします。 まず、図柄入りナンバープレートの導入についてお尋ねがございました。 ナンバープレートにつきましては、これまで図柄を入れることは認められておらず、車両のナンバーのみを記載するものでございました。平成十八年からは御当地ナンバーを導入し、地方から大変好評であり、地域の活性化や一体感があるというところで評価をいただいているところであります。	成や意識の高揚に資すると認識をしております。また、これに続く施策として、地方版図柄入りナンバープレートについても実施することとしております。地方版図柄入りナンバープレートは、各地域より導入に関心が示されており、地域振興、観光振興や地域の連携強化、一体感醸成などの効果があると認識をしています。 次に、我が国自動車産業の国際競争力強化についてお尋ねがございました。 我が国においては、現在、国内生産される自動車の半数に当たる年間約五百万台が輸出されており、輸出面での国際競争力を確保することが特に重要と認識をしております。 まず、今回の車両単位の相互承認制度の創設により、協定の加盟国への輸出審査手続が大幅に簡素化されます。また、自動車産業の国際競争力強化には、我が国制度、技術の国際標準化、相手国でのデファクトスタンダード獲得も重要であります。このため、国連の会議において日本が自動車技術の国際基準の検討部会の議長を務めるなど、革新的技術の国際標準獲得の推進に取り組んでおります。これらの取組を通じ、我が国自動車産業の国際競争力の強化を図ってまいりたいと考えております。 次に、独法統合による政策実施機能の強化についてお尋ねがございました。 今回統合する二つの法人は、いずれも自動車の
点検整備実施の指導を有効あるものとするためには、定期点検整備記録簿の真偽を含めた内容確認を厳格に行い、偽造作成等の不正が発覚した場合には厳正に取り締まるべきではないでしょうか。国交大臣のお考えを伺います。 また、車検代行業者が未認証事業者でありながら認証事業者であるかのように装った場合には、ユーザーを欺き、安全、安心を損ないかねないことになるため、認証事業の疑似行為があった場合には取締りの対象とすべきではないでしょうか。国交大臣に所見を伺います。 また、車検の際には、ユーザーの負担で自動車	最後に、リコールへの対応について伺います。 本法律案により統合される交通安全環境研究所では、国によるリコールの勧告や変更の指示、その判断根拠となる技術的なデータ等を提供するリコール技術検証業務を行っております。今般の統合により、この機能を決して損なってはなりません。 自動車の複雑化、高度化や、装置、部品の共通化の進展により、今後もしリコール対象台数が増加していくことが予想されます。この法改正や独法統合により、リコール対策強化について今後の取組はどうされるのか、国交大臣に伺いたいと思います。	今般、国土交通省としては、ナンバープレートの多角的な活用の取組を更に前進させ、図柄入りナンバープレートの導入を図ることとしています。 具体的には、第一弾として、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のエンブレムを施した東京五輪特別仕様ナンバープレートを実施することとしています。東京五輪特別仕様ナンバープレートは、大会に向けた国民的機運の醸	成や意識の高揚に資すると認識をしております。また、これに続く施策として、地方版図柄入りナンバープレートについても実施することとしております。地方版図柄入りナンバープレートは、各地域より導入に関心が示されており、地域振興、観光振興や地域の連携強化、一体感醸成などの効果があると認識をしています。 次に、我が国自動車産業の国際競争力強化についてお尋ねがございました。 我が国においては、現在、国内生産される自動車の半数に当たる年間約五百万台が輸出されており、輸出面での国際競争力を確保することが特に重要と認識をしております。 まず、今回の車両単位の相互承認制度の創設により、協定の加盟国への輸出審査手続が大幅に簡素化されます。また、自動車産業の国際競争力強化には、我が国制度、技術の国際標準化、相手国でのデファクトスタンダード獲得も重要であります。このため、国連の会議において日本が自動車技術の国際基準の検討部会の議長を務めるなど、革新的技術の国際標準獲得の推進に取り組んでおります。これらの取組を通じ、我が国自動車産業の国際競争力の強化を図ってまいりたいと考えております。 次に、独法統合による政策実施機能の強化についてお尋ねがございました。 今回統合する二つの法人は、いずれも自動車の

安全、安心を確保する業務を担っております。具体的には、交通安全環境研究所は、自動車の基準策定に必要な調査研究、新車の型式指定の審査やリコールに関する技術的な検証を行っております。また、自動車検査独立行政法人は、使用過程車の車検の審査を行っております。

このように、両法人は親和性があるために、今回の統合によって、国際標準獲得のための研究体制の整備、車検の不具合情報を活用した迅速なリコールの実施、研究部門の知見を活用した革新的技術に対応する検査手法の開発等の連携強化を図っております。これにより、自動車の安全、安心のための体制強化が図られるものと考えております。

次に、自動車整備の人材確保についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、業界団体の調査では、約半数の整備工場が整備士が不足していると答えており、整備士の人材確保は喫緊の課題であると認識をしております。

このため、自動車関係団体から成る推進協議会と協力して、高校訪問などによる整備士のPRや、ポスター等による女性を含めた若者の整備士に対するイメージの向上に取り組んでおります。

地域の車社会を支える自動車整備体制を維持するため、整備の技能人材の確保に引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、自動車の点検整備記録簿の不正についてお尋ねがございました。

自動車の点検整備記録簿は、自動車の安全な運行に不可欠な点検整備の実施内容を記録する重要な書面であります。議員御指摘のとおり、車検代行業者による記録簿の偽造作成は、定期点検整備の実施状況を偽り、その適正な実施を阻害する等、悪質な問題であると考えます。

昨年度、国交省として実態調査を行いました。その中で、車検代行業者による記録簿の不正な作成が確認されました。国交省としては、このような代行業者への立入調査によって、不正行為の厳正な取締りを実施しております。またさらに、効果的な防止策についても検討してまいります。

次に、自動車分解整備事業の認証を受けていない事業者の対策についてお尋ねがございました。道路運送車両法では、自動車の安全を確保するため、自動車の分解整備事業は、設備や要員に関する国の基準に適合した認証整備工場において行うことを義務付けております。認証を受けていない車検代行業者による分解整備は、自動車の安全に重大な支障が生ずるおそれがあります。

昨年度、国土交通省が行った実態調査において、多くのユーザーが車検代行業者を認証整備工場と誤認し、車検の際に分解整備を伴う点検整備を依頼している事実が判明しております。この

ため、国土交通省としては、未認証行為を行った代行業者に対し立入調査を行うとともに、警察に通報するなど厳正に対応してまいります。

次に、重量税等の立替払の負担についてお尋ねがございました。

道路運送車両法や自動車重量税法等に基づき、車検に併せて、国は、自動車重量税、自動車税の納付、自賠責保険への加入等を確認をしております。この際、ユーザーが依頼した整備事業者これらの費用を預け、支払を代行してもらうことが通例となっております。これは民間の商慣行で行われているものであり、基本的にはユーザーと整備事業者との間で対応すべき問題と考えます。

一方で、整備事業者から立替払を負担とする声があることも承知をしているところでです。このため、ユーザーに重量税等をあらかじめ用意いただくよう、ポスターやホームページ等で周知する等の取組を行っております。こうした取組を通じて、整備事業者の負担の軽減に努めてまいります。

次に、リコール対策強化についてお尋ねがございました。

自動車のリコール制度は、自動車の不具合による交通事故の未然防止又は拡大防止を図るものであり、自動車ユーザーの安全、安心を確保するための重要な制度であります。

近年の自動車の装置の共通化、モジュール化の

進展等を踏まえ、本法案においては、リコールに関する国の報告徴収、立入検査の対象に装置メーカーを追加する措置を講ずることとしております。これによりまして、装置メーカーが有する技術的な情報を自動車メーカーを経由することなく直接入手することが可能となり、リコールの迅速な実施が図られるものと認識をしております。

また、今回設置される自動車技術総合機構におきまして、検査部門とリコール技術検証部が連携することで膨大な検査データの分析による自動車の不具合の早期発見が可能となり、リコール対応の迅速化が図られます。

今後、この制度改正により強化されるリコール対策にしっかりと取り組み、自動車の安全確保に万全を期してまいります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 金子洋一議員にお答え申し上げます。

流出いたしました年金情報の件数についてのお尋ねがございました。

百二十五万件は、五月二十八日木曜日の警察からの情報により、現時点において確認できたものでございます。更なる流出が生じることがないよう、安全性が確認されるまでの間、機構のパソコンのインターネットからの遮断を継続するとともに、個人情報情報を扱うパソコンは将来にわたってイ

ンターネットに接続しない等の対応を検討することとしております。

情報が流出いたしました共有サーバーについてのお尋ねがありました。

共有サーバーに保存されている情報については、現在、日本年金機構において調査分析を進めているところであり、その内容をできる限り早急に明らかにするよう指示しております。

公表までのタイムラグについてのお尋ねがございました。

日本年金機構から今回の情報流出の一報を聞いたのは五月二十八日木曜日夕刻であり、概要を聞いたのは五月二十九日金曜日の昼であります。その後、流出した情報の具体的内容と件数などを確認をし、問合せ対応等の準備を行い、現段階での整理及び準備ができたところで公表したものであり、公表したタイミングについては適切な対応であったと考えています。

情報流出の被害への補償についてのお尋ねがございました。

いわゆる成り済まし被害の防止など、今回の不正アクセス事案による影響を最小のものとするのが重要であります。

このため、情報流出の対象である方については、個別に文書でお知らせをお送りするとともに、年金事務所の窓口で本人確認の徹底を図ることとしております。また、日本年金機構をかたつ

た詐欺のおそれなどについて、政府広報を始め、他省庁とも協力しつつ、国民の皆様への周知、広報に取り組んでまいります。

今回の情報流出の対象である方への年金の支払は、正しい年金記録に基づき確実に行つてまいります。被害が確認されていない現時点では補償までは考えていませんが、仮に具体的な被害が発生した場合には、個々の事例に応じ、法律の専門家の意見も聞いていきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 防衛省設置法等

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員
長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、防衛省の所掌事務をより効果的か

つ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、中谷防衛大臣に対し質疑を行うとともに、四名の参考人から意見を聴取したほか、本法律案により防衛装備庁に統合される防衛省技術研究本部への視察を行いました。

委員会における質疑の主な内容は、官房長及び局長と幕僚長との関係を定めた防衛省設置法第十二条改正の趣旨と文民統制との関係、防衛装備庁新設によるコスト削減の効果と国際的な防衛装備・技術協力の取組、防衛装備庁と防衛産業との関係性と監査・監督体制の強化策、自衛隊の部隊運用業務を統合幕僚監部に一元化することの妥当性、航空自衛隊那覇基地への第九航空団新編の理由等であります。詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございました。順次発言を許します。小西洋之君。

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

本法案については、これが防衛省改革の一環として、統合運用機能の強化や防衛装備品の調達効率化など、その一部改革の必要性などについては、民主党としても政権与党時代に真摯な検討を行ってきたところであり、一定の理解をいたします。

しかし、本法案には、我が国の平和主義や、これまでの外交防衛の在り方を根底から覆す深刻かつ重大な問題が存在します。

その一つは、防衛省設置法第十二条の改正について、これが、我が国のシビリアンコントロールの一翼を成すと理解されてきた防衛省内部の事務官と自衛官の関係、すなわち、いわゆる文官優位制、文官統制の法的な意味とその運用の実態が大きく変えるものになるのではないかという問題であります。

すなわち、近代以降の我が国における国政上の最大の過ちであり、それを永久に阻止するための規定である憲法第六十六条第二項の文民条項につ

いての昭和四十年の政府答弁にあるように、国政が武断政治に陥ることのないようにその危険を排除するというシビリアンコントロールの根本趣旨が、防衛省内部においてこの改正法によって法的かつ運用面において損なわれ、それによって武断政治の萌芽とその増殖を許す危険を解き放つものではないかという問題でございます。

私は、自衛官が事務官に対し劣後する存在であるなどと主張しているのでは決してありません。しかし、唯一かつ最大最強の実力組織を担う自衛官が、我が国の歴史的教訓を踏まえ、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意しとある憲法前文の平和主義の法理にも照らして、どこの国よりも適切かつ強固なシビリアンコントロールに服していただくのは至極当然のことです。そして、自衛隊における徹底したシビリアンコントロールを確保していかねばならないことは、昨今の政治情勢などに鑑みても明らかであります。

すなわち、二〇〇八年の田母神航空幕僚長の専守防衛を否定する発言などの事案、一部元幕僚幹部における歴代政府の憲法解釈と相矛盾するような憲法見解の表明など、自衛官自らの在り方が厳しく問われなければならない状況があることは否定できないのであります。

また、さきの衆院憲法審査会における自民党の推薦の参考人であった長谷部教授の見解表明にあ

るように、違憲の解釈変更や違憲の安保法制について、安倍内閣の閣僚は誰一人として安倍総理に苦言を呈せないものであります。こうした状況では、防衛省内部のシビリアンコントロールは防衛大臣だけで問題ないとする中谷大臣の答弁は、主権者国民も我々立法府も到底是認することはできないものであります。

さらには、安保法制が強行された暁には、どこでも、誰とでも、何でもできる、まさに、切れ目もないが、歯止めもなく、止めどもない自衛隊の軍事力の行使が解禁されることとなります。制服組の自衛官の役割は、これまでの正しい意味での専守防衛における任務から、次元を超えて拡大し深化することになります。

そうした中で、シビリアンコントロールの法理とその運用の実務を壊す危険を解き放つことは、武断政治の危険を徹底的に排除するという憲法の条項と平和主義の法理に照らし、誠にゆゆしき事態であります。

本法における第二の深刻、重大な問題は、昨年四月の、ずる抜けの武器輸出を解禁する防衛装備移転三原則が、防衛装備庁の設置により、まさに国策として強力に推進される体制が整うことであります。

当然のことながら、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとったものであるとの昭和五十六年の政府答弁にもあるように、武器輸出の問

題は、憲法前文に定める、全世界の国民の平和的生存権の保有の確認等をうたった、我が国の平和主義との厳然たる憲法問題であるとされてきました。

しかし、絶対に許されざることに、防衛装備移転三原則を起草した国家安全保障局は、内閣法制局に対しこうした憲法の平和主義の関係について何ら審査を受けず、内閣法制局も何ら内閣法制局設置法に基づく意見事務を行っていないことが委員会の質疑で明らかになったところです。

まさに、昨年の六月三十日に、七・一閣議決定の最終案文のみを国家安全保障局が内閣法制局に提出し、翌日七月一日の午前中に電話で内閣法制局より、憲法問題を含め意見なしとした解釈改憲と同様の、我が国の法の支配をじゅうりんする暴挙が繰り広げられていたことが明らかになったわけであります。

こうした憲法違反の防衛装備移転の閣議決定やそれに基づく本法案が直ちに撤回されなければならないことは、我が国が法治国家であり、我が参議院が立法府であるならば至極当然のことです。

最後に、この度の防衛省設置法等の改正は、現在、安倍政権が推し進める違憲立法である安保法制の動きと広くその精神を共通するものであります。すなわち、七・一閣議決定にも昨年四月の防衛装備移転三原則にも、積極的平和主義という文

言はちりばめられていても、憲法前文の平和主義という文言は一つも入っておりません。七・一閣議決定や安保法制策定に至る与党協議の政府提出資料の中にも、平和主義についての法理としての文言はただの一言も存在しないことを政府は認めております。

民主党は、本年四月二十八日の党見解において、日本国憲法の基本的理念である平和主義を貫くとともに、集団的自衛権行使の新三要件は便宜的、意図的であり、立憲主義に反した解釈変更であるとして、七・一閣議決定が違憲無効であると明確に断じています。

そして、その根拠として、解釈改憲の安倍総理の口口というべき、いわゆる昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えが、同政府見解にある外国の武力攻撃という文言について、これが当然に我が国に対する外国の武力攻撃としか読めないはずのものを、同盟国などに対する外国の武力攻撃と勝手に読み替えるなどにより、七・一閣議決定に言う基本的な論理を導き出したものであると断じています。

すなわち、昭和四十七年政府見解には、その作成当時から、限定的な集団的自衛権の行使が法理として含まれていたという安倍内閣の驚愕すべき主張は、その政府見解を作成した当時の吉田内閣法制局長官が、その作成の契機となった僅か三週間前の国会審議において、他国の防衛までをやる

ということ、憲法九条をいかに読んでも読み切れないと答弁し、かつ、昭和四十七年政府見解及び新三要件にある、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという文言を戦後議会の歴史で初めてそのときに使用し、それを、他国への侵略が生じているだけでは、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ず、したがって、いかなる自衛の措置も行うことはできないと、まさに集団的自衛権の行使を全否定する根拠として用いていることなどからも、完膚なきまでに否定されるのであります。

すなわち、昭和四十七年政府見解において限定的な集団的自衛権なるものは影も形も存在しないのであり、七・一閣議決定の基本的な論理は違憲無効の捏造された論理であることは明らかなのであります。

加えて、我が参議院が昭和二十九年に可決した、自衛隊の海外出動たる集団的自衛権の行使は許さない旨の本会議決議の趣旨説明において、憲法九条の、自衛とは我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であるとされ、かつ、将来において憲法の明文が拡張解釈される危険を一手するとされていることから、昭和四十七年当時の政府見解に限定的な集団的自衛権行使が含まれているという安倍内閣の主張は、我々立法院を否定する違憲無効の暴論であることは明々白々であります。

ります。

結びに、我が民主党は、安倍内閣の解釈改憲及び安保法制の暴挙を断固阻止することを国民の皆様にお誓い申し上げ、こうした一連の暴挙に依拠する本法案に対する反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

私は、会派を代表して、防衛省設置法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

本法案は、防衛省・自衛隊の装備取得関連部門を集約、統合し、防衛省の外局として防衛装備庁を新設するものです。

安倍政権の下で、今年度の防衛予算は過去最高の額となりました。さらに、歴代の内閣が維持するとしてきた武器輸出三原則等を撤廃して、武器輸出を原則禁止から推進へと百八十度転換する防衛装備移転三原則を決定し、武器の輸出を推進する道に公然と踏み出しました。

その上で、防衛省は、軍需産業の育成強化を図る防衛生産・技術基盤戦略を策定し、日米新ガイドラインには日米間の防衛装備・技術協力が盛り込まれ、安全保障及び防衛協力の基盤として発展、強化させると強調されました。

その下で、この間、米国へのPAC2ミサイル部品の輸出、F35戦闘機の製造への参画、英国との新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る共同研究の開始、オーストラリアの次期潜水艦共同開発、生産国選定手続への参加など、武器の輸出、国際共同開発への参画が加速しています。本法案で新設される防衛装備庁は、軍需産業の要求に応じて、官民がまさに一体となつてこれらを一層推進するものであります。

防衛装備庁は、今年度から防衛省が発足させた競争的資金、安全保障技術研究推進制度を進めることとなります。今後、広く大学や研究機関から技術提案を募り、防衛装備に適用可能な基礎研究に資金を提供するとしています。

憲法九条の精神は、戦後の学問研究の分野にも生かされてきました。一九四九年に創設された日本学術会議は、第一回総会で、軍事研究に積極的に関与したことへの反省を含めた決議を上げて出たものであります。一九五〇年、六七年の総会でも、戦争目的のための科学研究を行わない声明を出しています。

今、国立大学では、一般運営費交付金が削減をされ、経常研究費不足に悩む状況です。その下で、防衛省の資金であつても背に腹は代えられないと応募してくれば、それを突破口に徐々に軍事研究に大学を取り込むことを狙ったものであり、決して認められません。

衆参での参考人質疑を通じて、このような組織づくりが急速な軍事化を招き、軍産複合体を生み、軍需産業による国の政策への介入をもたらすことの危険性について、日本や米国の歴史に照らして杞憂ではないとする厳しい警告がありました。大変重い指摘であります。

このような組織改編を行うことが憲法九条の平和主義を真つ向から踏み越えることであることは明白です。強く中止を求めます。

さらに、本法案による官房長、局長と幕僚長との関係規定の見直しは、防衛省内で文官を自衛官よりも上位に置いてきたいわゆる文官統制を廃止して、両者を同等に位置付けることにより、自衛官による大臣補佐をより迅速に行うことを可能とするものです。

政府は、一九九〇年代以降、自衛隊を海外に派遣し、米国に対する支援活動を積み重ねてきました。本法案の自衛官による大臣への補佐の迅速化は、内局の運用企画局を廃止し、自衛隊の運用を統合幕僚監部に一元化することと相まって、米軍との共同軍事作戦を直接担う自衛隊の意向をより迅速かつ直接的に反映させる仕組みをつくることで、アメリカの戦争に直ちに協力できる機構をつくるものです。

世界のどこでも、いつでも、アメリカが起こす戦争に自衛隊が支援、参加するための日米新ガイド

ドラインや安保関連法制と一体の体制づくりであり、断じて容認できません。

審議の中で、二〇〇六年に航空自衛隊が作成した航空自衛隊のドクトリン等に関する調査研究が問題になりました。この文書は、これまでは政治が決定する任務や役割を受けて対応するといった受動的姿勢であったが、今後は、場合によっては、現在の任務、役割、法的な枠組みを超えて空自が主体的に議論し、将来の憲法改正、集团的自衛権の解釈変更に対応する上で航空防衛力の運用に関わる基本的な考えを開発し、明確にすることが必要であるとしています。

その上で、この文書は、これからは国家意思決定者に対して、統合幕僚長を通じての軍事的専門家としての助言を積極的に行うと述べています。本法案の自衛官による補佐の迅速化は、このような検討すら行っている自衛官の発言力をより強化するものであり、シビリアンコントロールをも危うくするものであります。

憲法も現行法の枠組みも無視をした検討が組織的かつ周到に行われている恐るべき実態を示すものであり、断じて容認できません。徹底解明を求めるものであります。

また、本法案は、航空自衛隊那覇基地のF15戦闘機部隊を二個飛行隊化し、第九航空団を新設するとしています。こうした軍事対応の強化は、日中関係の緊張を高めるものであり、容認できません。

せん。日中双方がこうした軍事対応の強化を厳に戒め、冷静な話し合いによる問題解決の立場に徹するべきであります。

そもそも、防衛省の組織改編は、二〇一三年の防衛省改革の方向性に基づくことされるものであり、その前提には、二〇〇八年の防衛省改革会議報告書にもあったように、防衛調達をめぐる事務次官の供応、収賄など数々の不祥事が発生し、国民の厳しい批判の中でその再発防止が課題とされたことがあります。

その後も、航空自衛隊による官製談合事件、軍需企業による防衛装備品の水増し請求事件、陸上自衛隊の多用途ヘリコプター開発の企業選定に係る事件が続発しています。なぜそうなるのか。審議を通じて明らかになったのは、昨年、防衛調達上位十社に対する防衛省・自衛隊からの天下りは六十四人に上り、不祥事で天下りを中止したその年の翌年には一気に増えるなど、事実上、天下り枠が固定している実態です。

防衛省・自衛隊と軍需産業の天下りを通じた癒着構造が問題の本質であり、ここにこそメスを入れるべきです。にもかかわらず、防衛省は、調達をめぐる不祥事の抜本的な改革については別検討などと除外して、本法案を提出いたしました。本来なすべきことは一切骨抜きにした上で、ひたすら憲法九条の平和主義を踏みしめる施策のための組織改編に血道を上げることが、国民を欺くものであり、到底認められるものではありません。

であり、到底認められるものではありません。

防衛調達上位十社から自民党に対する企業献金は、野党時代の二〇一二年の八千百万円から、与党復帰後の二〇一三年には一億五千七十万円と、ほぼ倍加していることも明らかになりました。安倍政権は、財界の要求に応え、武器輸出推進への転換や防衛予算の増額など次々と進めており、企業献金の倍加は、国民にはその見返りにしか見えないものです。このようなていたらくでは、天下り受入れの見返りに発注する官製談合を行う防衛省・自衛隊の体質を正すことなどできないことを厳しく指摘するものであります。

以上、本法案は断固廃案にすべきことを主張し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 百五十四

反対 七十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君

議員	吉良よし子君	又市 征治君
	石川 博崇君	竹谷とし子君
	辰巳孝太郎君	吉田 忠智君
	河野 義博君	佐々木さやか君
	倉林 明子君	福島みずほ君
	矢倉 克夫君	杉 久武君
	宮本 周司君	田村 智子君
	紙 智子君	秋野 公造君
	新妻 秀規君	平木 大作君
	若林 健太君	江島 潔君
	仁比 聡平君	大門実紀史君
	若松 謙維君	谷合 正明君

横山 信一君	藤川 政人君	末松 信介君	中川 雅治君	木村 義雄君	小坂 憲次君	行田 邦子君	山口 和之君
中原 八一君	三原じゅん子君	有村 治子君	岡田 広君	鴻池 祥肇君	森本 真治君	東 徹君	有田 芳生君
井上 哲士君	小池 晃君	金子原二郎君	脇 雅史君	磯崎 哲史君	石上 俊雄君	浜田 和幸君	中西 健治君
浜田 昌良君	山本 博司君	鶴保 庸介君	関口 昌一君	安井美沙子君	浜野 喜史君	井上 義行君	藤巻 健史君
磯崎 陽輔君	藤井 基之君	岩城 光英君	伊達 忠一君	小西 洋之君	石橋 通宏君	蓮 舫君	大島九州男君
北川イツセイ君	市田 忠義君	岩井 茂樹君	平野 達男君	大野 元裕君	西村まさみ君	中野 正志君	水野 賢一君
山下 芳生君	荒木 清寛君	糸数 慶子君	山本 太郎君	柘植 芳文君	斎藤 嘉隆君	山田 太郎君	儀間 光男君
山口那津男君	魚住裕一郎君	阿達 雅志君	青木 一彦君	徳永 エリ君	田城 郁君	柴田 巧君	水岡 俊一君
西田 実仁君	長沢 広明君	荒井 広幸君	主濱 了君	難波 奨二君	江崎 孝君	津田弥太郎君	江口 克彦君
世耕 弘成君	衛藤 晟一君	谷 亮子君	羽生田 俊君	滝波 宏文君	野田 国義君	中山 恭子君	松田 公太君
赤池 誠章君	長谷川 岳君	二之湯武史君	長峯 誠君	金子 洋一君	吉川 沙織君	アノ三才猪木君	真山 勇一君
大家 敏志君	吉川ゆうみ君	中泉 松司君	豊田 俊郎君	牧山ひろえ君	風間 直樹君	川田 龍平君	小見山幸治君
森屋 宏君	山下 雄平君	堂故 茂君	大沼みずほ君	相原久美子君	林 久美子君	増子 輝彦君	櫻井 充君
山田 修路君	渡邊 美樹君	上月 良祐君	酒井 庸行君	福岡 資麿君	広田 一君	小川 敏夫君	長浜 博行君
堀内 恒夫君	三宅 伸吾君	島田 三郎君	島村 大君	藤末 健三君	尾立 源幸君	小野 次郎君	室井 邦彦君
三木 亨君	舞立 昇治君	高野光二郎君	高橋 克法君	大久保 勉君	白 眞勲君	前川 清成君	加藤 敏幸君
堀井 巖君	馬場 成志君	滝沢 求君	石井 準一君	足立 信也君	藤本 祐司君	小川 勝也君	直嶋 正行君
渡辺 猛之君	井原 巧君	丸山 和也君	古川 俊治君	島尻安伊子君	佐藤 信秋君	北澤 俊美君	柳田 稔君
石井 正弘君	石田 昌宏君	森 まさこ君	丸川 珠代君	芝 博一君	柳澤 光美君	前田 武志君	江田 五月君
太田 房江君	大野 泰正君	西田 昌司君	塚田 一郎君	小林 正夫君	藤田 幸久君	寺田 典城君	片山虎之助君
北村 経夫君	古賀友一郎君	石井みどり君	吉田 博美君	大塚 耕平君	那谷屋正義君	国務大臣	
牧野たかお君	中西 祐介君	松山 政司君	水落 敏榮君	山東 昭子君	尾辻 秀久君	厚生労働大臣	塩崎 恭久君
熊谷 大君	磯崎 仁彦君	山本 順三君	猪口 邦子君	中曽根弘文君	神本美恵子君	国土交通大臣	太田 昭宏君
上野 通子君	石井 浩郎君	松下 新平君	佐藤 正久君	田中 直紀君	羽田雄一郎君	防衛大臣	中谷 元君
赤石 清美君	山田 俊男君	片山さつき君	溝手 顕正君	郡司 彰君	榑葉賀津也君	副大臣	
野上浩太郎君	二之湯 智君	柳本 卓治君	岸 宏一君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	国土交通副大臣	北川イツセイ君
岡田 直樹君	松村 祥史君	武見 敬三君	山崎 力君	田中 茂君	清水 貴之君		
野村 哲郎君	愛知 治郎君	橋本 聖子君	山本 一太君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君		

議長の報告事項

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

酒井 庸行君

岡田 直樹君

滝沢 求君

世耕 弘成君

財政金融委員

辞任

補欠

高野光二郎君

石田 昌宏君

厚生労働委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

滝沢 求君

経済産業委員

辞任

補欠

石田 昌宏君

高野光二郎君

国土交通委員

辞任

補欠

岡田 直樹君

酒井 庸行君

行政監視委員

辞任

補欠

藤末 健三君

浜野 喜史君

和田 政宗君

中野 正志君

議院運営委員

辞任

補欠

浜野 喜史君

藤末 健三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

羽生田 俊君

溝手 顕正君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一五四号)

昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一五五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問に対する答弁書(第一四三号)

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮にある日本人墓地に関する質問に対する答弁書(第一四四号)

参議院議員福島みずほ君提出日米ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第一四五号)

参議院議員和田政宗君提出ボツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問に対する答弁書(第一四六号)

参議院議員和田政宗君提出安倍総理のアジア・アフリカ会議(バンドン)会議六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリパタ英雄墓地の参拝に関する質問に対する答弁書(第一四七号)

同日議長は、衆議院議員町村信孝君に対し同日議決した弔詞をささげた。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、子ども・若者育成支援推進法第六條の規定に基づく「平成二十六年子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二條第一項の規定に基づく「平成二十六年環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四條第一項の規定に基づく「平成二十六年循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十條第一項の規定に基づく「平成二十六年生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

蓮 舫君

羽田雄一郎君

外交防衛委員

辞任

補欠

松山 政司君

太田 房江君

文政科学委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

島田 三郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

羽田雄一郎君

蓮 舫君

国土交通委員

辞任

補欠

太田 房江君

松山 政司君

行政監視委員

辞任

補欠

島田 三郎君

衛藤 晟一君

浜野 喜史君

藤末 健三君

中野 正志君

和田 政宗君

議院運営委員

辞任

補欠

藤末 健三君

浜野 喜史君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 長峯 誠君 (長峯誠君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問主意書(吉田忠智君提出)(第一五六号)

集団的自衛権における海外派兵に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一五七号)

集団的自衛権における必要最小限の実力行使に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一五八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第一五〇号)

戦争法案に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一五一号)

パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第一五二号)

女性の健康支援に関する質問主意書(薬師寺みちよ君提出)(第一五三号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

羽田雄一郎君

蓮 舫君

外交防衛委員

辞任

補欠

太田 房江君

松山 政司君

末松 信介君

大野 泰正君

福山 哲郎君

西村まさみ君

財政金融委員

辞任

補欠

磯崎 哲史君

福山 哲郎君

文教科学委員

辞任

補欠

島田 三郎君

衛藤 晟一君

厚生労働委員

辞任

補欠

西村まさみ君

磯崎 哲史君

蓮 舫君

羽田雄一郎君

国土交通委員

辞任

補欠

大野 泰正君

末松 信介君

松山 政司君

太田 房江君

行政監視委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

島田 三郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

福岡 資麿君

滝波 宏文君

森屋 宏君

宮本 周司君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任

補欠

羽生田 俊君

大沼みずほ君

牧山ひろえ君

石上 俊雄君

同日委員長から次の報告書が提出された。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一五九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の用語の定義に関する質問に対する答弁書(第一四八号)

参議院議員藤末健三君提出個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問に対する答弁書(第一四九号)

同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八條の規定に基づく「平成二十六年ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、観光立国推進基本法第八條第一項の規定に基づく「平成二十六年観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年観光施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、交通政策基本法第十四條第一項の規定に基づく「平成二十六年交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年交通施策」についての文書を受領した。

同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四條の規定に基づく平成二十六年原子力規制委員会年次報告書を受領した。

審査報告書

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月九日

外交防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月十五日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「防衛省」を「本省」に、「第三十二

条」を「第三十条」に、「第三十三条―第三十

五条」を「第三十一条―第三十三条」に、「第

三十六条」を「第三十四条」に、「第四章 職員

の職務遂行等(第三十七条―第三十九条)」を

「第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第三十五条)

第二款 任務及び所掌事務(第三十六条・

第五節 職員の職務遂行等(第三十九条 第四

第三十七条)に改める。

第四十条 一

第四十条中第三十三号を第三十四号とし、第三

十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次

の一号を加える。

三十二 所掌事務に係る国際協力に関するこ

と。

「四万六千九百四十人」に、「千九百十人並びに」

を「千九百七人」に、「四十人」を「四十八人並び

に防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛

官及び航空自衛官四百七人」に、「二十四万七千

百六十人」を「二十四万七千五百五十八人」に改め

る。

第三章の章名中「防衛省」を「本省」に改める。

第八号第四号中「第三十一号」を「第三十二号」

に改め、「(第三十条第一項第三号から第五号ま

でに掲げるものを除く。)」を削り、同条第五号

中「第八号」を「及び第八号」に改め、「第十

三号及び第十四号」を削り、同条中第七号を第

八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所

掌事務に関する各部局及び機関の施策の統

一を図るために必要となる総合調整に関す

ること。

第十二条の見出し中「局長」の下に「並びに防

衛装備庁長官」を加え、同条中「局長は」を「局長

並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕

僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長(以下「幕僚

長」という。)が行う自衛隊法第九条第二項の規

定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条

の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令

に次、次の事項について」を削り、各号を削

る。

第十三条中「置かれる審議会等」の下に「本省

に置かれるもの」を加える。

第十四条中「防衛省」を「本省」に改める。

第十九条第一項中「防衛省」を「本省」に、

「情報

装技情

報本部

を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四号第十三号及び第三十四号に係るものに限る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第三章第六節中第三十三条を第三十一条とし、第三十四条を第三十二条とし、第三十五条を第三十三条とする。

第三十六条中「施設等機関」を「本省に置かれる施設等機関」に改め、第三章第七節中同条を第三十四条とする。

第三十九条を第四十一条とし、第三十八条を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第三十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、防衛省に、防衛装備庁を置く。

2 防衛装備庁の長は、防衛装備庁長官とする。

第二款 任務及び所掌事務

第三十六条 防衛装備庁は、装備品等について

て、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務(第八条第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

第二節 職員

(防衛装備庁の職員)

第三十八条 防衛装備庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

附則第三項中「第三十三条第二項各号」を「第三十一条第二項各号」に改める。

附則第四項中「第三十九条」を「第四十一条」に改める。

附則第五項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第二条 防衛省設置法の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百七十三人」を「十五万八百六十三人」に、「四万五千三百六十三人」を「四

万五千三百六十四人」に、「三百六十七人」を「三百六十八人」に、「千九百七人」を「千九百十一人」に、「二十四万七千五百五十八人」を「二十四万七千五百五十四人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第三条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「防衛省の内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「技術研究本部、

装備施設本部を削り、「航空自衛隊」の下に「並びに防衛装備庁(政令で定める合議制の機関を除く。)」を加える。

第五条第一項中「防衛省」を「防衛省本省」に改め、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「機関若しくは」を「機関」に、「機関で」を「機関若しくは防衛装備庁の施設等機関で」に改める。

第二十條第四項中「航空隊」を「航空団」に改める。

第二十條の八第二項中「航空方面隊司令官」の下に「航空混成団に属する航空団の航空団司令は航空混成団司令の」を加える。

第三十條の二第二項第六号中「防衛審議官、官房長を」若しくは「防衛審議官、防衛省本省の官房長」に改め、「次長」の下に「防衛装備

庁長官若しくは防衛装備庁の部長」を加え、同項第七号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

第三十一条第一項中「懲戒処分は、」を「懲戒処分(次項において「任用等」という。)は、幹部隊員にあつては防衛大臣が、幹部隊員以外の隊員にあつては」に、「幹部隊員にあつては、防衛大臣を「防衛装備庁の職員である隊員(自衛官を除く。)にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛装備庁長官は、防衛装備庁における適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、防衛装備庁の職員である自衛官の任用等について意見を述べることができる。この場合において、防衛大臣は、その意見を尊重するものとする。

第三十一条の二第二項中「防衛大臣」の下に「若しくは防衛装備庁長官」を加える。

第三十一条の五第一項中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第五項」に改め、「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第三十一条の六第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第三十六条の六第一項第一号中「技術研究本部」を「防衛装備庁の施設等機関」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(審査請求の特例)

第四十八条の二 防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。)は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。

2 防衛装備庁長官の委任を受けた者により防衛装備庁の職員である隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対して行うものとする。

第六十五条の三第二項第二号中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第六十五条の四第二項中「防衛省」を「防衛省

本省若しくは防衛装備庁」に改め、同条第三項中「若しくは内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「局長」の下に「若しくは防衛装備庁長官」を加え、同条第五項第二号中「防衛省」を「防衛省若しくは防衛装備庁」に改める。

第六十五条の八第一項中「第六十六条の二十一第一項及び第二項の」を「第六十六条の二十一第二項の」に改め、「第六十五条の四第十項」との下に「同法第六十六条の二十一第一項中「任命権者において」とあるのは「防衛大臣(防衛装備庁の職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。))にあつては、防衛装備庁長官」において」と、「任命権者に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」とを加える。

第七十五条の二第二項中「八千七百七十五人」を「八千七百七十五人」に改める。

第一百条の二第一項中「防衛大臣は、」の下に「防衛省本省の」を加え、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「地方防衛局」の下に「若しくは防衛装備庁」を加える。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第四条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に、「第十二条を」第二十三条に、「第十三条を」第二十四条に、「第十四条を」第二十五条に改める。

第二条第三項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改める。

第五条第二項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同条第三項に後段として次のように加える。

次項の規定による防衛装備庁長官の求めがあつた場合についても、同様とする。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 防衛装備庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たつては、防衛大臣に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めなければならない。

第六条第一項中「防衛大臣」の下に「(防衛装備庁の職員である自衛隊員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。以下単に「防衛装備庁の職員である自衛隊員」という。))にあつては、防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「写しを」を「写し及び前項の規定により送

付を受けた贈与等報告書の写しを、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第七条第一項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「(防衛装備庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛装備庁長官)を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「写しを」を「写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第八条第一項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「(防衛装備庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛装備庁長官)を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「(第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写しをいう。次条第一項において同じ。)の写しを」を「の写し及び前項の規定により送付を受

別表第三中「第八航空団」

第八航空団司令部

福岡県築上郡築上町

を

第八航空団

第八航空

団司令部 福岡県築上郡築上町 那覇市

に改める。

けた所得等報告書等の写しを、「」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 防衛装備庁長官は、第一項の規定により所得等報告書の提出を受けたとき、又は前項の規定により納税申告書の写しの提出を受けたときは、当該所得等報告書又は納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)を防衛大臣に送付しなければならない。

第九条第一項中「防衛大臣」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあつては、これらを受理した防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「に対し」を「又は防衛装備庁長官に対し」に改める。

第四章の章名中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に改める。

第十条中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第十一条第一項第三号中「次条第一項の下に「第十六条第二項及び第十九条第二項」を加え、同項第四号中「並びに次条第二項及び第三項を、次条第二項及び第三項、第十四条第二項第十五条第二項において準用する場合を含む。」、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条」に改める。

第十二条の見出し中「防衛大臣」を「防衛省本省の職員である自衛隊員等に対する防衛大臣」

に改め、同条第一項中「自衛隊員」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。」を加え、同条第三項中「は、自衛隊員」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。」を、「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第十四条を第二十五条とする。

第十三条第一項中「防衛省に、」を「防衛省本省及び防衛装備庁に、それぞれ」に改め、第五章中同条を第二十四条とする。

第四章中第十二条の次に次の十一条を加える。

(調査の端緒に係る防衛装備庁長官の報告)

第十三条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると認料するときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛装備庁長官による調査)

第十四条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると認料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、防衛大臣にその旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審

査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛装備庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛大臣に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛装備庁長官に対する調査の要求等)

第十五条 防衛大臣は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

第十六条 防衛大臣は、第十四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関して、防衛装備庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合においては、防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、防衛装備庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

(防衛装備庁長官による懲戒処分)

第十七条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

2 防衛大臣は、前項の承認を行うに当たっては、審査会の意見を聴かなければならない。(防衛装備庁長官による懲戒処分の概要の公表)

第十八条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

2 防衛大臣は、防衛装備庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べるることができる。(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による調査)

第十九条 防衛大臣は、第十三条の規定による報告又はその他の方法により防衛装備庁の職

員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛大臣は、あらかじめ、防衛装備庁長官の意見を聴かなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、当該調査を行うよう命じなければならぬ。

3 防衛大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、防衛装備庁長官にその旨を通知しなければならない。

4 防衛装備庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

5 防衛装備庁長官は、第三項の規定による通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつてゐる自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の場合を受けたとき又は第二十二條の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分の勧告等)

第二十条 防衛大臣は、前条の調査の結果、審

査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛装備庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛装備庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛大臣に対し、報告しなければならない。

(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分)

第二十一条 防衛大臣は、第十九條の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となつてゐる自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二条 防衛大臣は、第十九條の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

(防衛大臣による懲戒処分の概要の公表)

第二十三条 防衛大臣は、第二十一条の規定により懲戒処分を行った場合において、自衛隊

員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間に

において政令で定める日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「第三十九條」を「第四十一条」に改める。

第六十一条の九第二項第一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
別表第一防衛省の項を次のように改める。

防 衛 省

防 衛 装 備 庁

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十

号)第十四条第二項

二 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)第九十条

三 条

三 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第十四条

第一項

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「防衛審議官」の下に、「防衛
裝備庁長官」を加える。

第十八条の二第二項中「第四十九条」を「第四
十八条の二」に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇
等に関する法律の一部改正)

第六条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の
処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、防衛裝備庁に所属する職員(自衛
隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十
条の二第二項第六号に規定する幹部隊員及び
自衛官を除く。)の派遣は、防衛裝備庁長官が
行う。

第二条第三項及び第四条第一項中「防衛大臣」
の下に「又は防衛裝備庁長官」を加える。

第十一条中「昭和二十九年法律第百六十五
号」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究
開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等
に関する法律の一部改正)

第七条 研究開発システムの改革の推進等による
研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推
進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)
の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第二号中「第三十七条」を「第
三十九条」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部
改正)

第八条 国家公務員法等の一部を改正する法律
(平成二十六年法律第二十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第七条第二項中「新自衛隊法第三十一条
から」を「自衛隊法第三十一条から」に、「新自衛
隊法第三十一条第二項」を「同法第三十一条第三
項」に、「新自衛隊法第三十一条の二」を「同法第
三十一条の二」に改める。

附則第八条第二項中「第十七条の規定による
改正後の自衛隊法(次項において「新自衛隊法」
という。)第三十一条第三項及び第四項」を「自衛
隊法第三十一条第四項及び第五項」に改め、同
条第三項中「新自衛隊法第五章第五節」を「自衛
隊法第五章第五節」に、「新自衛隊法第六十五条
の四第二項」を「同法第六十五条の四第二項」に
改める。

投票者氏名

日程第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一五四名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君

石井みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩城 光英君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼みづほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	岸 宏一君	北村 経夫君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻安伊子君	島村 大君	世耕 弘成君	伊達 忠一君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君
石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	上野 通子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北川イッセイ君	熊谷 大君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	関口 昌一君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	藤井 基之君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 順三君	吉田 博美君	脇 雅史君	渡邊 美樹君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	横山 信一君
羽生田 俊君	馬場 成志君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	若林 健太君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 博司君	若松 謙維君

東 徹君	小野 次郎君
片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君
藤巻 健史君	真山 勇一君
室井 邦彦君	アントニオ猪木君
井上 義行君	行田 邦子君
田中 茂君	松田 公太君
山口 和之君	山田 太郎君
江口 克彦君	中野 正志君
中山 恭子君	浜田 和幸君
松沢 成文君	和田 政宗君
中西 健治君	渡辺美知太郎君
荒井 広幸君	平野 達男君
反対者氏名	七十七名
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君

芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
薬師寺みちよ君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
主演 了君	谷 亮子君
山本 太郎君	糸数 慶子君
奥石 東君	

在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿

有田 芳生

在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問主意書

政府は、朝鮮総連による「在日同胞祖国訪問団事業」(以下「祖国訪問団事業」とする)について、いつからはじまったものと認識していますか。その開始年月日とこの事業に日本政府がどう関わったのか、さらに平成二十七年四月三十日までの年次別の訪問回数とそれぞれの人数についてお示し下さい。

二 政府は、祖国訪問団事業に参加した者で、再入国許可を申請しつつ、再入国していない在日朝鮮人の人数を把握していますか、その開始年次から平成二十七年四月三十日まで、それぞれの訪問回数についてお示し下さい。さらに、再入国していない理由について何件把握していますか、内容とともにお示し下さい。

三 政府は、朝鮮総連による祖国訪問団事業とは別に、再入国許可を取つて出国したまま、再入国していない在日朝鮮人の人数を把握していますか、把握した時点から平成二十七年四月三十日までを年次別にお示し下さい。さらに、再入

国していない理由について何件把握していますか、内容とともにお示し下さい。

右質問する。

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「朝鮮総連による「在日同胞祖国訪問団事業」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、朝鮮総連において在日朝鮮人の北朝鮮への短期訪問に関する活動を行っていることは承知している。いずれにせよ、政府として当該活動に関与しておらず、お尋ねについては承知していないため、お答えすることは困難である。

二及び三について

再入国の許可を受けて本邦から出国した後本邦へ再入国していない外国人に関する統計をとつておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十六日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書

一 政府は、北朝鮮にどれだけ日本人墓地があると認識していますか。場所と名称および埋葬されている日本人の人数を、それぞれお示し下さい。

二 政府は、埋葬者名簿のある墓地をどれだけ把握していますか。あればそのすべてをお示し下さい。さらに埋葬者名簿を公開する予定はありますか、あるならば公開時期とともにお示し下さい。

三 政府は、三合里にある墓地に埋葬されている日本人は、どのような経緯でこの土地に來たと認識していますか、お示し下さい。さらにこの墓地では名前が記された木札とともに埋葬されたという事実を認識していますか。

四 政府は、古茂山にある墓地、咸興にある墓地、富坪にある墓地、龍山にある墓地に埋葬されている日本人は、どのような経緯でこの土地に來たと認識していますか、お示し下さい。

五 政府は、北朝鮮における日本人遺骨の収容に

ついて、どのような方針を持っていますか、お示し下さい。
右質問する。

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮にある日本人墓地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮にある日本人墓地に関する質問に対する答弁書

一 から四までについて

お尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。なお、政府としては、昭和二十五年に民間団体から提供された方嶺に埋葬された者に関する名簿及び昭和三十三年に民間団体から提供された龍山に埋葬された者に関する名簿を保管しているところである。また、当該埋葬者名簿について、現時点においては一般に公開することを予定していない。

五について

北朝鮮に残された日本人の遺骨の問題については、引き続き、関係する行政機関が連携して適切に対応してまいりたいと考えている。

日米ガイドラインに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十八日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

日米ガイドラインに関する質問主意書

本年四月、日米防衛協力のための指針(以下「日米ガイドライン」という。)が改定された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)

は、その第五条において「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と規定して

おり、「日本国の施政の下にある領域」に範囲を限っている。しかるに、日米ガイドラインにおいては、「同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない」と規定している。

日米ガイドラインは、日米安保条約に反しているのではない。また、前述した日米安保条約の規定と日米ガイドラインの関係は、

どうなっているのか示されたい。

二 日米安保条約第六条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」と規定しており、「極東」に範囲を限っている。しかるに日米ガイドラインにおいては、地理的な制限は一切存在していない。

日米ガイドラインは、日米安保条約に反しているのではない。また、前述した日米安保条約の規定と日米ガイドラインの関係は、どうなっているのか示されたい。

三 前記一及び二に関し、条約に反する行政取極は許されるのか、政府の見解を示されたい。

四 政府は、日米ガイドラインの法的性格についてどのように考えているのか。

五 国会で、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を審議する前に、日米ガイドラインを改定したことは、国会の立法権を事実上制約することにならないか。また、そのことは、法の支配、法治主義に反しないか、それぞれ政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出日米ガイドラインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出日米ガイドラインに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)第五条は、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合、我が国及び米国の自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処すること等を規定しているものである。他方、平成二十七年四月二十七日(現地時間)の日米安全保障協議委員会において了承された日米防衛協力のための指針(以下「指針」という。)における御指摘の記述は、「日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」について述べたものであり、当該事態において我が国がとる措置は、我が国の平和及び安全の確保に資するものであるとの我が国自身の主體的な判断に基づくものであって、指針によって米国の関係での実施を法的に義務付けられるものではなく、指針が「日米安保条約に反している」との御指摘は当たらない。

二について

指針においては、御指摘の日米安保条約第六条の規定を含め、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(日米安全保障条約)及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない」とこととされており、指針が「日米安保条約に反している」との御指摘は当たらない。

三から五までについて

指針において、「指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない」とこととされており、指針は法的効力を持つものではないことから、御指摘の行政取極に該当するものではなく、また、指針が「国会の立法権を事実上制約する」等の御指摘は当たらない。

ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年五月二十八日

和田 政宗

参議院議長 山崎 正昭殿

ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約

についての政府の認識に関する質問主意書

平成二十七年五月二十日の国家基本政策委員会合同審査会において、安倍総理は、ポツダム宣言(以下「同宣言」という。)第六項に記された「世界征服」という文言についてその認識を認めるか否かを問われ、「ポツダム宣言を我々は受諾をし、そして敗戦となった」、「ポツダム宣言を私たちは受け入れて、これがまさに戦争を終結させる道であった」と答弁したが、「世界征服」という文言の認識について安倍総理から明確な答弁が得られなかった。

この質疑を踏まえ、以下質問する。

一 同宣言第六項に記された「世界征服」とは何を意味すると政府は認識しているのか、具体的に明示されたい。また、政府は、同宣言で記された「今次ノ戦争」の目的が「世界征服」であることとを認めるのか否か、具体的な理由と共に明示されたい。

二 サンフランシスコ平和条約(以下「同条約」という。)には、我が国の戦争責任に関する記述がない。第二次世界大戦の他の講和条約では他国の戦争責任について明言されているにもかかわらず、同条約に我が国の責任が明言されていないことは、同条約の一つの特色であるとの評価がなされている。

同条約をめぐっては、「講和條約ができた以上は、ポツダム宣言にかわるものであり、従つ

てポツダム宣言は効力を失する」との吉田総理の答弁(昭和二十六年十月十八日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会)があるが、現在における政府の認識も、「ポツダム宣言は効力を失する」との認識でよいのか、政府の見解を具体的に明示されたい。また、「ポツダム宣言は効力を失する」との認識であるのであれば、同宣言第六項の「世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」及び第八項の「カイドロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク」についても、効力を失すると認識してよいのか、政府の見解を具体的に明示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員和田政宗君提出ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

ポツダム宣言第六項は、その当時の連合国側の政治的意図を表明した文章であり、その詳細

について政府としてお答えする立場にないが、我が国は同宣言を受諾して降伏したものである。

二について
ポツダム宣言は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）により連合国との間で戦争状態が終結されるまでの間の連合国による我が国に対する占領管理の原則を示したものである。同宣言の効力は、同条約が効力を発生すると同時に失われたと認識している。

安倍総理のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリバタ英雄墓地の参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年五月二十八日

和田 政宗

参議院議長 山崎 正昭殿

安倍総理のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリバタ英雄墓地の参拝に関する質問主意書

安倍総理は平成二十七年四月二十二日、インド

平成二十七年六月十日 参議院会議録第二十五号

質問主意書及び答弁書

ネシア共和国のジャカルタで開催されたアジア・アフリカ会議（バンドン会議）六十周年記念首脳会議に出席した際、インドネシアの独立に貢献した兵士が埋葬されているカリバタ英雄墓地（以下「同墓地」という。）を参拝し、インドネシア独立戦争に参加した元日本兵の墓前に献花した。

これを踏まえ、以下質問する。

一 安倍総理による同墓地参拝と元日本兵の墓前への献花は、どのような趣旨、目的で行われたのか、具体的に明示されたい。

二 安倍総理が献花した元日本兵のインドネシア独立戦争への参加について、政府の認識と評価を具体的に明示されたい。また、元日本兵が参加したインドネシア独立戦争について、政府としてそもそもどのような認識と評価をしているのか、具体的に明示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員和田政宗君提出安倍総理のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリバタ英雄墓地の参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出安倍総理のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリバタ英雄墓地の参拝に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十七年四月二十二日（現地時間）に行われた安倍内閣総理大臣によるカリバタ英雄墓地訪問及び元日本兵の墓前への献花は、インドネシアの独立戦争に参加し尊い命を犠牲にした方々に対して、御冥福をお祈りし、尊崇の念を表するために行われた。

二について

一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについてはお答えを差し控える。

安全保障関連法案の用語の定義に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年五月二十九日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

安全保障関連法案の用語の定義に関する質問主意書

政府が国会に提出した我が国及び国際社会の平

和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（以下「安全保障関連法案」という。）においては、「平和」、「独立」、「安全」、「事態」及び「存立」という用語が、法案の内容・本質を理解する上で重要なものとして用いられている。そのため、民主党安全保障総合調査会において、政府にそれらの用語の法律上の定義を質したが、「広辞苑」を引用して回答するという非常に不誠実な対応が見られた。

法律においては定義が重要であり、特に自衛隊の海外での活動に歯止めをかけるためには、重要な用語の定義を明確にする必要がある。そのため、安全保障関連法案の中で用いられている「平和」、「独立」、「安全」、「事態」及び「存立」という用語の定義について、過去の答弁等も踏まえ、政府としての正式な見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の用語の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の用語の定義に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「平和」とは、一般に、戦争がなくて世が安穩であることをいい、「独立」とは、一般に、他に束縛され又は支配されないこと、特に、国又は団体が、その権限行使の能力を完全に有することをいい、「安全」とは、一般に、物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないことをいい、「事態」とは、一般に、事柄の有様やことの成り行きをいい、「存立」とは、一般に、滅びずに存在し続けることや存在して自立することをいうものと承知している。

なお、法令においては、様々な語を組み合わせて条文とすることにより、規範としての一定の意味内容を表しているところ、そこで用いられる個々の語については、お尋ねの各語のように、その意味が日本語として一般に理解されるものである限り、その一つ一つについて定義をして用いているものではない。

個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月一日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問主意書

現在、国会で審議されている個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号。以下「本法律案」という。）及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係について次のとおり質問する。

一 個人識別符号とFacebook IDについて

Twitterなどの匿名性に比べて、「Facebook ID」の場合、実名のため「個人情報」であると思われるが、オンラインゲームで使用する「Facebook 数字ID」に、「アプリケーショ ID」「APIキー」「シークレットキー」の四情報を集めないと実名取得は不可能である。この点を理解した上で、個人識別符号に関する政令あるいは個人情報保護委員会規則等（以下「政令等」という。）を定めるのか。

二 「利用目的による制限」について

例えば、「ブラウザゲームの資産譲渡」については、現行の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第十六条第二項に規定する「合併その他の事由に基づく」他の個人情報取扱事業者から事業を承継すること」に含まれると解釈しているが、この解釈は妥当か。

三 「本人からの開示請求」について

本法律案による改正後の個人情報保護法第二

十八條第二項においては、個人情報取扱事業者が本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を請求された場合は、「本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない」と規定されている。しかし、モバイルコンテンツでは、個人名は取得せずに携帯端末IDのみしか分からないケースが多い。その中で、左記のようなデータについて本人から開示請求された場合を踏まえ、政令等においてどのように規定するのか、それぞれ示されたい。

1 iOS「IDFA (Identification For Advertisers)」について

ユーザーがiOSの設定画面からAdvertising Identifierを取得できないように設定することや、リセットすることがボタン一つで可能であり、個人情報に敏感な者はリセットしている可能性が高い。リセットした者が開示請求した場合、開示が困難であると考えられるが、政令等においてどのように規定するのか。

2 androidの「ANDROID_ID」について

複数のアプリ間で同じ値が取得可能であるが、異なる端末で異なる値が返ることが保証されているわけではない。そのため、本人から開示請求されても別の者のデータと混ぜて本人に開示せざるを得ない可能性が高い。その場合は、開示の正確性に疑問が生じるが、

どう対応するのか。あるいは、別の者の情報が混ざり得ることから、本法律案による改正後の個人情報保護法第二十八條第二項第一号に定める「第三者の（中略）権利利益を害するおそれがある場合」に該当するとして、一律の開示を認めるのか。

3 androidの「Advertising ID」について

リセットすることがボタン一つで可能であり、個人情報に敏感な者はリセットしている可能性が高い。リセットした者が開示請求した場合、開示が困難であると考えられるが、政令等においてどのように規定するのか。

四 「開示請求手続」について

オンラインにおける開示請求については、「本人」に成りすまして請求するといった悪用が懸念され、情報が漏れることがないようにする具体的な手段が必要ではないか。

本法律案による改正後の個人情報保護法第三十二條第一項により、個人情報取扱事業者は、開示請求に関し、「政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる」となっている。開示請求する本人側が「本人であること」を証明するためにメールに何か添付させることを想定しているのか。また、その場合、事業者側はその「本人確認」をどのように行うのか。本人確認の具体的な手段は、政令で定めるのか、あるいは個人

情報保護委員会規則等の下位法令で定めるのか。

政令等においては、本人の開示請求に係る「求め又は請求を受け付ける方法」に関し、本人又は個人情報取扱事業者が採るべき必要な措置の内容を詳細に定める予定か、あるいは抽象的に「適切な対策を講じる」程度の規定とする予定なのか。

右質問する。

平成二十七年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政令等」については、対象となる符号の割当ての方法や利用の実態を踏まえ、検討してまいりたい。

二について

お尋ねの「ブラウザゲームの資産譲渡」の意味

平成二十七年六月十日 参議院会議録第二十五号

質問主意書及び答弁書

するところが必ずしも明らかでないが、一般論としては、事業を承継することなく単に資産の譲渡を受けることは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第二項に規定する合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することには当たらないものと考ええる。

三について

御指摘の符号が個人識別符号に該当するか否かについては、その割当ての方法や利用の実態を踏まえて検討する必要があるが、利用者ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、特定の利用者を識別することができるものであれば、御指摘のような「開示が困難である」とか「別の者の情報が混ざり得る」という問題はないと考える。

四について

お尋ねの「本人確認の具体的な手段」については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第七条第三号において、個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項とされているところ、この規定に関して実質的な改正を行うことは、現時点では考えていない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二一八円 (本体 二〇円)